

新旧対照表

○農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱

改正後	現行
<p>農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱 昭和三十二年十二月十四日 告示第九百八十号</p>	<p>農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱 昭和三十二年十二月十四日 告示第九百八十号</p>
<p>改正 昭和三三年 四月 一日告示第 平成一六年 三月二六日告示第 三二六号 三六四号 平成二三年 三月三十一日告示第 <u>令和五年 一二月四日告示第</u> 三〇〇号 <u>四七一号</u></p>	<p>改正 昭和三三年 四月 一日告示第 平成一六年 三月二六日告示第 三二六号 三六四号 平成二三年 三月三十一日告示第 三〇〇号</p>
<p>農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱 (趣旨)</p>	<p>農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱 (趣旨)</p>
<p>第一条 知事は、農林業における経営の安定と維持を図るため、<u>任意組合が行</u> <u>う</u>その所有する共同利用施設の災害復旧事業に要する経費につき、予算の範 囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に<u>基づき</u>任意組合の代表者に対し て補助金を交付する。</p>	<p>第一条 知事は、農林業における経営の安定と維持を図るため、<u>農事組合法人</u> <u>又は任意組合が</u>その所有する共同利用施設の災害復旧事業<u>を行なう</u>に要する 経費につき、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二 年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に<u>基づき農</u> <u>事組合法人又は</u>任意組合の代表者に対して補助金を交付する。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第二条 この要綱において「共同利用施設」とは、農林産物生産施設、農林産 物倉庫（農林産物の加工品に係るものを含む。）、農林業用生産資材倉庫、 <u>農林産物処理加工施設、農林業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限</u> <u>る。）製造施設、共同作業場、農林産物集出荷施設、種苗生産施設、家畜</u> <u>飼育施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、農林業用機具修理施設、林産物</u> <u>搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林産物の生産又は処理加工に</u> <u>伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、鳥獣侵入防止</u> <u>施設、農村協同館等（市町村又は農業協同組合が設置するものを除く。）を</u> <u>いう。</u></p>	<p>第二条 この要綱において「共同利用施設」とは、農林産物生産施設、農林産 物倉庫（農林産物の加工品に係るものを含む。）、農林業用生産資材倉庫、 <u>農林産物加工施設、共同作業場、農林産物集出荷施設、種苗生産施設、家畜</u> <u>飼育施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、農機具修理施設、木材流送施設、</u> <u>家畜診療施設、農村協同館（市町村又は農業協同組合が設置するものを除</u> <u>く。）等</u>をいう。</p>
<p>2 この要綱において「任意組合」とは、法人格を有しない団体であつて、次 の各号に該当するものをいう。 一 その団体の構成員の農林業生産についての協業を図ることにより、その 共同の利益を増進することを目的としていること。 二 農林業を営む五人以上の個人が主たる構成員であり、かつ、その共同利 用施設が前号の目的に照らして適正に運用されていること。</p>	<p>2 この要綱において「任意組合」とは、法人格を有しない団体であつて、次 の各号に該当するものをいう。 一 その団体の構成員の農林業生産についての協業を図ることにより、その 共同の利益を増進することを目的としていること。 二 農林業を営む五人以上の個人が主たる構成員であり、かつ、その共同利 用施設が前号の目的に照らして適正に運用されていること。</p>
<p>3 この要綱において「災害復旧事業」とは、暴風、<u>洪水</u>、高潮、地震その他</p>	<p>3 この要綱において「災害復旧事業」とは、暴風、<u>こう水</u>、高潮、地震その他</p>

の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）を受けた共同利用施設に係る復旧事業で、当該施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが著しく困難である場合又は不可能である場合は、当該施設が従前に有していた効用を回復するために必要な施設を設けることを含む。）を目的とするもののうち、一箇所の工事費が四十万円（農業協同組合又は農業協同組合連合会の所有する共同利用施設について激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第六条の規定が適用された場合、同条に規定する政令で定める地域内の施設については、十三万円）以上のものをいう。

（適用除外）

第三条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する災害復旧事業については適用しない。

一 経済効果の小さいもの

二 維持工事とみるべきもの

三 明らかに設計の不備、工事の施行の粗漏に起因して生じたと認められる災害に係るもの

四 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

五 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

（事業の種目、補助額算定の基礎となる経費及び補助率）

第四条 事業の種目、補助額算定の基礎となる経費及び補助率は別表のとおりとし、補助額の査定に関する方法は別に知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う任意組合の役員等（業務を執行する組合員、組合長若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該任意組合の経営に関与している者又は当該任意組合の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがない

他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）を受けた共同利用施設に係る復旧事業で、当該施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが著しく困難である場合又は不可能である場合は、当該施設が従前に有していた効用を回復するために必要な施設を設けることを含む。）を目的とするもののうち、一箇所の工事費が十万円（農業協同組合又は農業協同組合連合会の所有する共同利用施設について激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第六条の規定が適用された場合、同条に規定する政令で定める地域内の施設については、三万円）以上のものをいう。

（適用除外）

第三条 この要綱は、次の各号の一に該当する災害復旧事業については適用しない。

一 経済効果の小さいもの

（新設）

二 明らかに設計の不備、工事の疎漏等に起因して生じたと認められる災害に係るもの

三 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

（事業の種目、補助額算定の基礎となる経費及び補助率）

第四条 事業の種目、補助額算定の基礎となる経費及び補助率は別表のとおりとし、補助額の査定に関する方法は別に知事が定める。

（新設）

と認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(交付申請)

第五条 規則第三条の規定により補助金の交付申請をしようとする者は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付申請書（別記第一号様式）を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第六条 規則第五条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる経費の配分の変更をしようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

イ 施行箇所ごとの工事費の三十パーセントに相当する額を超える増減

ロ 施行箇所ごとの工事費を雑費へ流用することによる工事費の減額

二 事業の内容を変更しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(変更等の承認手続)

第七条 前条第一号又は第二号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、農林業共同利用施設災害復旧事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第八条 規則第十条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとする場合は、補助金交付の決定に係る年度の十二月三十一日現在における実施状況を農

(交付申請)

第五条 規則第三条の規定により補助金の交付申請をしようとする者は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付申請書（別記第一号様式）を災害発生後四十日以内に知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第六条 規則第五条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる経費の配分の変更をしようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

イ 施行箇所ごとの工事費の二十パーセントに相当する額をこえる増減

ロ 施行箇所ごとの工事費を雑費へ流用することによる工事費の減額

二 事業の内容を変更しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(変更等の承認手続)

第七条 前条第一号又は第二号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、農林業共同利用施設災害復旧事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第八条 規則第十条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとする場合は、補助金交付の決定に係る年度の十一月三十日現在における実施状況を農

農林業共同利用施設災害復旧事業遂行状況報告書（別記第三号様式）により当該年度の一月二十日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第九条 規則第十二条の規定により、実績報告をしようとする場合は、当該補助金の交付の決定に係る年度の末日までに農林業共同利用施設災害復旧事業実績報告書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第十条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとする場合は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付請求書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第十一条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金概算払請求書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第十二条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、その役員等が第四条第二項第二号又は第三号に該当する者である任意組合とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、昭和四十六年度分の予算に係る補助金から適用する。

（交付申請の特例）

2 昭和四十六年九月の台風二十五号の災害に係る補助金交付の申請期限は、第五条の規定にかかわらず、災害発生後百二十日以内とする。

附 則（昭和五十三年四月一日告示第三百二十六号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日告示第三百六十四号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日告示第三百号）

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月五日告示第四百七十一号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第四条）

林業共同利用施設災害復旧事業遂行状況報告書（別記第三号様式）により当該年度の十二月十日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第九条 規則第十二条の規定により、実績報告をしようとする場合は、当該補助金の交付の決定に係る年度の末日までに農林業共同利用施設災害復旧事業実績報告書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第十条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとする場合は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付請求書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第十一条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金概算払請求書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由等）

第十二条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副三部とし、当該書類の提出者の住所地を管轄する農業事務所の長を経由しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、昭和四十六年度分の予算に係る補助金から適用する。

（交付申請の特例）

2 昭和四十六年九月の台風二十五号の災害に係る補助金交付の申請期限は、第五条の規定にかかわらず、災害発生後百二十日以内とする。

附 則（昭和五十三年四月一日告示第三百二十六号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日告示第三百六十四号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日告示第三百号）

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表（第四条）

事業の種目	補助額算定の基礎となる経費	補助率
農林業共同利用施設災害復旧事業	任意組合の所有する共同利用施設に係る災害復旧事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める率

別記

- 第一号様式  
(第五条)
- 第二号様式  
(第七条)
- 第三号様式  
(第八条)
- 第四号様式  
(第九条)
- 第五号様式  
(第十条)
- 第六号様式  
(第十一条)

事業の種目	補助額算定の基礎となる経費	補助率
農林業共同利用施設災害復旧事業	<u>農事組合法人又は</u> 任意組合の所有する共同利用施設に係る災害復旧事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める率

別記

- 第一号様式  
(第五条)
- 第二号様式  
(第七条)
- 第三号様式  
(第八条)
- 第四号様式  
(第九条)
- 第五号様式  
(第十条)
- 第六号様式  
(第十一条)